家畜伝染病予防法第 12 条の3の飼養衛生管理基準遵守指導マニュアル

平成 22 年 3 月 29 日 農水商工部長通知 農商第 15-538 号

1 目的

飼養衛生管理基準(以下「飼養基準」という。)は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の3に基づき、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第2条に定める家畜の所有者(以下「家畜の所有者」という。)が、日常の適切な衛生管理の履行による家畜の伝染性疾病の発生予防を図るための基準である。

本要領は、飼養基準を遵守していないと認められる家畜の所有者に対し、法第12条の5及び6に基づき、指導、助言、勧告及び命令等を行う際に必要な手続き等を定めることにより、家畜の所有者の飼養衛生管理に対する意識の向上を図り、もって、家畜伝染性疾病の発生予防を図るものである。

2 指導、助言、勧告及び命令等の基本的な考え方

家畜保健衛生所職員は、本要領の目的が家畜所有者の飼養衛生管理の向上による家畜 伝染性疾病の発生予防を図るものであるという視点に立ち、専門的な知識を有する者そ の他関係機関・団体等の協力を得ながら、飼養基準の内容を周知するとともに、趣旨及 び必要性等について理解を得るよう啓発に努めるものとする。

また、「指導、助言、勧告及び命令等」を行うに当たっては、三重県行政手続条例(以下「手続条例」という。)に定められている規定に基づき手続きを進めるとともに、特に同条例第2条第1項第7号に規定される「指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しない行政指導」については、同条例第30条第1項の「行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されることに留意しなければならない。」という規定に十分配慮しなければならない。

3 飼養基準の遵守状況の把握

家畜保健衛生所長は、法第 12 条の 4 第 1 項の規定による定期の報告の受理、法第 51 条第 1 項の規定による家畜防疫員による立入検査の定期的な実施等により、家畜の所有者の飼養基準の遵守状況を的確に把握するものとする。

4 指導及び助言(法第12条の5関係)

(1) 口頭による指導及び助言の実施

家畜保健衛生所職員は、飼養基準の遵守状況の把握等の結果、改善をする必要がある と認められる家畜の所有者に対し、その都度、具体的な改善内容を口頭で指導し、必要 に応じて技術的な助言を行うものとするが、改善内容の認識についての齟齬をなくすた めに、具体的な改善内容を示したメモ等を渡すことも可能とする。 なお、相手方から指導又は助言の内容を記載した指導文書の交付を求められた場合は、 別記様式2により文書を交付するものとする。

また、家畜保健衛生所職員は、その指導及び助言の内容を記録し、家畜保健衛生所長に報告するものとする。

家畜保健衛生所長は、口頭での指導及び助言の報告を受けたときは、これらの指導又は助言に関する事項を別記様式1の「指導等記録簿」に記録するとともに、その後の飼養衛生管理の改善状況を把握し、記録するものとする。

(2) 文書による指導及び助言の実施

家畜保健衛生所長は、(1)の口頭による指導及び助言を繰り返し行っても改善が行われず、家畜の伝染性疾病の発生予防を図るために必要と判断する場合には、当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定により、文書での指導又は助言を行うものとする。なお、緊急的に必要な場合は、上記に限らず、初回から文書により指導又は助言を行うこともできるものとする。

(3) 指導及び助言書の交付と記録

法第12条の5の規定により、文書による指導及び助言を行うにあたっては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)第21条の8の規定に留意するとともに、別記様式3の「改善指導書」に同条第1項に規定される必要事項を具体的に記載して行うものとする。

なお、改善措置を講ずべき期限については、同条第2項の規定に鑑み、文書を交付した翌日から起算して1週間以内とし、施設整備等が必要であり、1週間以内に改善することが困難な場合には、その改善内容に応じ合理的な期間を設定するものとする。

「改善指導書」は、原則、家畜保健衛生所職員より手渡しにより交付するとともに、 受領書(家畜保健衛生所長印を押印後の当該「改善指導書」の写しの下段空白部分に、 受領した日付、受領者の氏名、「改善指導書」を受領した旨を自筆で記載したもので可) を提出させるものとする。

なお、受領書の提出に応じない場合は、「改善指導書」を交付した日時、場所、相手方氏名等の状況を記録し、家畜保健衛生所長の決裁を受ける。

家畜保健衛生所長は、「改善指導書」を交付したときは、その写しを家畜防疫対策課長に送付するとともに、これらの指導又は助言に関する事項を別記様式1の「指導等記録簿」に記録するとともに、その後の飼養衛生管理の改善状況を把握、記録し、その結果を家畜防疫対策課長へ報告するものとする。

5 勧告(法第12条の6第1項関係)

(1) 勧告の実施

家畜保健衛生所長は、法第12条の5の規定による指導又は助言を受けた家畜の所有者が正当な理由なく、当該指導又は助言に従わず、改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお、飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第1項の規定による勧告を行うものとする。

(2) 勧告書の交付と記録

法第12条の6第1項の規定による勧告を行うにあたっては、規則第21条の9の規定に留意するとともに、別記様式4の「勧告書」に同条第1項に規定される必要事項を具体的に記載して行うものとする。

なお、改善措置を講ずべき期限については、同条第2項の規定に鑑み、4の(3)で 設定した期間を参考に合理的な期間を設定するものとする。

「勧告書」は、原則、家畜保健衛生所職員より手渡しにより交付するとともに、受領書(知事印を押印後の当該「勧告書」の写しの下段空白部分に、受領した日付、受領者の氏名、「勧告書」を受領した旨を自筆で記載したもので可)を提出させるものとする。

なお、受領書の提出に応じない場合は、「勧告書」を交付した日時、場所、相手方氏 名等の状況を記録し、家畜保健衛生所長の決裁を受ける。

家畜保健衛生所長は、法第12条の6第1項の規定による勧告を行ったときは、その写しを家畜防疫対策課長に送付するとともに、当該勧告に関する事項を別記様式1による指導等記録簿に記録するとともに、その後の飼養衛生管理の改善状況を把握、記録し、その結果を家畜防疫対策課長へ報告するものとする。

6 命令(法第12条の6第2項関係)

(1) 命令の実施

家畜保健衛生所長は、法第12条の6第1項の規定による勧告を受けた家畜の所有者が、 改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお、正当な理由なく当該勧告に従わないとき は、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第2項の規定による改善命令を行うものと する。

(2) 弁明の機会の付与

家畜保健衛生所長は、法第12条6第2項の規定による改善命令を行う場合には、あらかじめ家畜の所有者に対し、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、別記様式5により書面にて弁明の機会を付与する旨を通知するものとする。

なお、家畜保健衛生所長が改善命令を緊急的に行う必要があると認める場合は、同条 第2項第1項の規定に基づき、弁明の機会の付与を省略することができる。

(3)命令書の交付と記録

法第12条の6第2項の規定による改善命令は、規則第21条の10の規定に留意するとともに、別記様式6の「命令書」に同条第1項に規定される必要事項を具体的に記載して行うものとする。

なお、改善措置を講ずべき期限については、同条第2項の規定に鑑み、5の(2)で 設定した期間を参考に合理的な期間を設定するものとする。

「命令書」の交付は、原則、家畜保健衛生所職員より手渡しにより交付するとともに、 受領書(知事印を押印後の当該「命令書」の写しの下段空白部分に、受領した日付、受 領者の氏名、「命令書」を受領した旨を記載したもので可)を提出させるものとする。 なお、受領書の提出に応じない場合は、「命令書」を交付した日時、場所、相手方氏 名等の状況を記録し、家畜保健衛生所長の決裁を受ける。

家畜保健衛生所長は、法第12条の6第2項の規定による改善命令を行ったときは、その写しを家畜防疫対策課長に送付するとともに、当該改善命令に関する事項を別記様式 1による指導等記録簿に記録するとともに、その後の飼養衛生管理の改善状況を把握、 記録し、その結果を家畜防疫対策課長へ報告するものとする。

(4) 告発

三重県知事は、家畜の所有者が法第12条の6第2項の規定による命令に違反したときは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づき告発するものとする。

7 その他

家畜所有者に対し、飼養基準に係る「指導、助言、勧告及び命令等」を行うにあたり、 この要領に規定の無い事柄に対応する必要が生じた場合は、家畜保健衛生所と家畜防疫対 策課が協議して決定する。

附則

- この要領は平成22年4月1日より施行する。
- この要領は平成24年4月1日より施行する。
- この要領は平成27年7月1日より施行する。
- この要領は平成29年4月1日より施行する。
- この要領は令和5年5月8日より施行する。
- この要領は令和6年4月1日より施行する。

一部改正

平成24年4月1日 平成27年7月1日 平成29年4月1日 令和5年5月8日 令和6年4月1日

別記様式1

家畜伝染病第12条の3に規定する飼養衛生管理基準の指導記録簿

1 農場

住所 飼養畜種 名称 飼養頭羽数

2 家畜の所有者 3 家畜の管理者 住所 住所

氏名及び名称 氏名及び名称

4 指導の記録

指導日			指導内容	改善確認日			改善確認内容
年	月	日	旧等內台	年	月	日	以普维認內各
					,		
					,		
					,		
						<u> </u>	
					,		

- 本記録簿は農場ごとに作成すること。 **※** 1
- **※** 2 管理者の住所及び氏名は、家畜の所有者以外に管理者がある場合に記入する。
- **※** 3 指導日は口頭で指導を行った日又は文書を発出した日を記入する。
- 指導内容は、指導(口頭・文書)・勧告・命令について、どのような指導をしたのか等を具体的に記入すること。 **※** 4
- 改善確認日は改善が確認された日、改善確認内容は具体的どう改善されたのかを記入すること。 **※** 5

(指導対象者の住所及び氏名又は名称) 様

○○家畜保健衛生所長

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 12 条の 3 第 2 項の規定に 基づく、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導について (通知)

このことについて、貴農場は家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 12 条の 3 第 2 項の規定に基づく、飼養衛生管理基準が遵守されていませんので、下記のとおり改善してください。。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 指導の原因となる事実
- 3 改善措置を講ずべき内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 その他必要な事項

(指導・助言対象者の住所及び氏名又は名称) 様

三重県知事 印

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 12 条の 5 の規定に 基づく、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導について (通知)

貴農場は、下記のとおり、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3第2項の規定に基づく、飼養衛生管理基準が遵守されていませんので、同法第12条の5の規定に基づき、下記のとおり指導及び助言を行います。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 指導・助言の原因となる事実
- 3 必要な改善措置の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 その他必要な事項

(被勧告者の住所及び氏名又は名称) 様

三重県知事

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 12 条の 6 第 1 項の規定に 基づく、飼養衛生管理基準の遵守に関する勧告について

貴農場は、下記のとおり、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3第2項の規定に基づく、飼養衛生管理基準が遵守されていませんので、同法第12条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、下記4に定める改善措置を講ずべき期限までに改善されない場合は、同条第2項 の改善命令を行う予定です。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 勧告の原因となる事実
- 3 勧告の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 その他必要な事項

(被勧告者の住所及び氏名又は名称) 様

三重県知事

行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく弁明書の提出について(依頼)

このことについて、貴農場に対し、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3第2項の規定に基づく、飼養衛生管理基準の遵守が行われていないことを理由に同法第12条の5による指導・助言、同法第12条の6第1項による勧告を行ってきましたが、改善すべき措置を講ずべき期限を過ぎても改善が行われていません。

そのため、同法第12条の6第2項の規定に基づく、改善命令を行うことを予定しています。

つきましては、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明することがあれば、弁明書を下記期限までに提出してください。

記

- 1 予定している不利益処分の内容 (農場の名称)について、○○すること【命令の内容を具体的に記載する】
- 2 根拠法令の条項家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の6第2項
- 3 不利益処分の原因となる事実

(農場の名称)にかかる家畜は、あなたが所有者であるところ、貴農場については、 ○○という点で、飼養衛生管理基準を遵守していません。

このことについて、三重県知事は、 年 月 日付けで家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導・助言を、 年 月 日付で同法第12条の6第1項の規定による勧告を貴農場に対して行いましたが、なお、〇〇について、飼養衛生管理基準を遵守していないと認められます。

4 弁明書の提出期限

年 月 日()

なお、郵送の場合は、提出期限日の消印有効とします。

5 弁明書の提出先

T000-000

三重県〇〇市〇〇町〇〇番地

三重県○○家畜保健衛生所(○○支所)○○課

(電話 00000000000)

6 その他

- (1) 代理人を選任する場合には、委任状を提出してください。代理人を選任した場合に おいて、当該代理人を解任した場合には、直ちに代理人を解任した旨の届出を行っ てください。
- (2) 弁明書を提出する場合、あなたの弁明の裏付けとなる証拠書類又は証拠物をあわせて提出することができます。

別記様式6

三重県指令 第 号

命令書

被命令者の住所 被命令者の氏名又は名称様

(農場の所在地及び名称)にかかる家畜は、あなたが所有者であるところ、当該農場に ついては、○○という点で家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規 定する飼養衛生管理基準を遵守していません。

このことについて、三重県知事は、 年 月 日付で 年 月 日までを期限と して、同法第12条の6第1項の規定による勧告をあなたに対して行いましたが、なお飼養 衛生管理基準を遵守していないと認められます。

したがって、家畜伝染病予防法第12条の6第2項の規定に基づき、(農場の名称)につ いて、 年 月 日を期限として、○○(命令の内容を具体的に記載する)をすること を命じます。

その他必要な事項 改善報告書の提出先等、事案に応じて必要な事項があれば記載する

年 月 H

> 三重県知事 印

教 示

- (1) この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定によ り、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に審査請求 書を提出して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌 日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重 県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1) の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこと を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) 上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 命令書の宛先は三重県公文例規定(昭和35年8月1日三重県訓令第15号)第11条第2項 の規定により次のように記載します。

個人に対するもの 住所及び氏名 法人に対するもの 主たる事務所の所在地及び名称